

平成16年7月〇日  
総務省

## 行政立法手続に関する意見募集

政府では、行政立法を行う際の手続の法制化を含めた行政手続法の見直しを進めています。そのため、総務大臣の下に、行政手続法検討会（以下「検討会」といいます。）を開催し、検討を行っています。（参考1：開催要領・委員名簿・開催実績）この議論の参考とするため、行政立法手続等に関する論点についての意見を募集します。

なお、行政立法に関する手続のうち、規制の設定・改廃に係るものについては、平成11年3月に「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（以下「パブリック・コメント手続」といいます。）が閣議決定されており、この手続に沿って、規制の設定・改廃が行われています（参考2：「パブリック・コメント手続とは？」）。また、検討会では、この手続の立法化も視野に入れて検討を行っています。

### 1. 意見の募集期間

平成16年7月〇〇日（ ） ～ 平成16年8月〇〇日（ ）18時（必着）  
（資料用注：少なくとも30日間は確保する予定）

### 2. 募集する意見

行政立法とは、一般的には、法律に定められた事柄を現実に運用するために必要な具体的な細目等について、行政機関が政省令等で定める行為又はその政省令等そのものものをいいます。したがって、行政立法は、国民生活に影響を与えるものであり、その制定手続をできるだけ公正、適正、透明なものにし、よりよい行政立法となるようにしていかなければなりません。国民の皆様には、このような観点からのご意見を募集いたします。

### 3. 意見の提出方法

## (1) 様式等

現在までに、検討会で整理した論点は、資料1「行政立法手続等の論点(案)」のとおりです。また、それに盛り込まれた論点のうち、現行のパブリック・コメント手続に即して、ユーザー側の視点からのものとして代表的なものをより具体的な問題認識の形に整理したものが資料2です。意見提出に際して、参考になさってください。個々の論点についてのご意見であれば、その旨、明示してください。

また、多くの方からの意見提出が見込まれますので、事務の効率化のため、なるべく別添の参考様式をご利用下さるようお願いいたします（記入方法については、記入例を御参照ください）。なお、この様式によることが難しい場合は、様式に示された項目が明らかになるようにしてください。特に、個々の論点についてのご意見である場合は、そのことを正確に理解できるよう、忘れずに論点を明示くださるようお願いいたします。

御提出いただく意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称及び担当者の氏名）、住所（法人又は団体の場合はその所在地）及び連絡先電話番号を明記の上（匿名等を希望される場合は、その旨お書き添えください）、日本語で御提出ください。

資料1：行政立法手続等の論点(案)（PDF：〇〇KB）

資料2：現行のパブリック・コメント手続に関連する代表的論点（リンク）

別添：参考様式（WORD：33KB、PDF：〇〇KB）

記入例（WORD：34KB、PDF：〇〇KB）

## (2) 提出先

下のいずれかにより御提出ください（電話では受け付けておりません。）。

### (ア) 電子メール

pub-com@soumu.go.jp

総務省 行政管理局 行政手続室 意見募集担当あて

### (イ) FAX

03 (5253) 5354

総務省 行政管理局 行政手続室 意見募集担当あて

### (ウ) 郵便

#### 4. 提出いただいた意見の取扱い

- (1) 提出いただいた意見については、総務省においてとりまとめ検討会に報告する際に、そのまま検討会の委員に示す等の利用を予定していますので、匿名等を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添えください。
- (2) 意見を提出いただいた方には、検討会において意見の発表をお願いすることがあります。
- (3) 提出いただいた意見に対して、検討会及び行政手続室として、個別の回答を行うことはありませんので、あらかじめ御了承ください。

#### 【本件についてのお問い合わせ先】

総務省 行政管理局 行政手続室

担当：明渡（あけど）、中澤

電 話：03（5253）5111（代表）内線5349

FAX：03（5253）5354

電子メール：pub-com@soumu.go.jp

行政立法手続に関する意見

氏名（法人又は団体の場合は名称及び担当者の氏名）※		
住所（法人又は団体の場合は所在地）※		
連絡先電話番号※		
匿名希望の有無		
○アンケート（よろしければご協力ください）		
Q 1	「行政立法」とはどのようなものか、知っていましたか？ 1：知っていた 2：知らなかった	
Q 2	現行のパブリック・コメント手続を利用したことがありますか？ 1：利用したことがある 2：利用したことがない	
Q 3	今回の意見募集を何で知りましたか？ 1：インターネット 2：新聞・雑誌等 3：その他	(3の場合、具体的に)
○行政立法手続に関する意見※		
論点項目番号	意見	

(記載要領)

- ・ ※欄は必ずご記入ください。
- ・ 論点項目番号は、資料1の「【論点の項目】」欄の数字又は資料2の質問に付されているアルファベットを記入してください（資料1、2に記載のない事項の場合は空欄で結構です）。
- ・ 意見記載欄は適宜追加していただいて結構です。

行政立法手続に関する意見

氏名（法人又は団体の場合は名称及び担当者の氏名）※	総務 太郎	
住所（法人又は団体の場合は所在地）※	東京都千代田区霞が関 2-1-2	
連絡先電話番号※	03 (5253) 6111	
匿名希望の有無	無	
○アンケート（よろしければご協力ください）		
Q 1	「行政立法」とはどのようなものか、知っていましたか？ 1：知っていた 2：知らなかった	1
Q 2	現行のパブリック・コメント手続を利用したことがありますか？ 1：利用したことがある 2：利用したことがない	1
Q 3	今回の意見募集を何で知りましたか？ 1：インターネット 2：新聞・雑誌等 3：その他	1  (3の場合、具体的に)
○行政立法手続に関する意見※		
論点項目番号	意見	
1	制度創設の目的については、・・・・・・・・と考える。	
A	意見募集の対象とするものは、・・・・・・・・と定めるべき。	
3 (3)	意見等の提出期間については、・・・・・・・・とすべきだ。	

(記載要領)

- ・ ※欄は必ずご記入ください。
- ・ 論点項目番号は、資料1の「【論点の項目】」欄の数字又は資料2の質問に付されているアルファベットを記入してください（資料1、2に記載のない事項の場合は空欄で結構です）。
- ・ 意見記載欄は適宜追加していただいて結構です。

## 行政立法手続等の論点（案）

1	制度創設の理念・目的	1
2	適用範囲	2
3	意見提出手続	
(1)	手続の流れ等	6
(2)	案の公表	7
(3)	意見等の提出期間	8
(4)	意見等の提出方法	9
(5)	意見等を提出できる者の範囲	10
(6)	審議会手続との関係	11
(7)	意見等の取扱い	12
(8)	結果の公表	13
(9)	その他	14
4	理由の提示	15
5	公聴会手続	16
6	行政立法に対する不服申立て	17
7	地方公共団体との関係	18
8	送達手続・その他	19

## 現行のパブリック・コメント手続に関連する代表的論点

### (意見募集の対象について)

- A. 「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成 11 年 3 月 23 日閣議決定。以下、「パブリック・コメント手続」といいます。)では、規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する場合には、国民に対して案を示し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定することとされていますが、規制の設定又は改廃に係るもの以外にも、このような手続を経て国民の意見を聴くべきものがあるとするれば、それはどのようなものだと考えますか。

【参考：パブリック・コメント手続における意見募集の対象】

- ・「広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で、規制の設定又は改廃に係るもの」が対象
- ・具体的には、政令、府令、省令、告示、行政手続法上の審査基準・処分基準・複数の者を対象とする行政指導に共通して内容となるべき事項など

### (意見を募集する案について)

- B. パブリック・コメント手続では、一般の理解に資するため、意見を募集する対象として公表する「案」に加え、可能な限り案を作成した趣旨や関連資料を公表することとされていますが、どのようなものを、どのような方法で公表すればわかりやすいと考えますか。

【参考：パブリック・コメント手続における案の公表方法】

- ・行政機関は、一般の理解に資するため、案等の本体に加えて、可能な限り、(1)当該案等を作成した趣旨・目的・背景、(2)当該案等に関連する資料(根拠法令、当該規制の設定又は改廃によって生じるとされる影響の程度・範囲等)、(3)当該案等の位置付けを公表
- ・行政機関は、ホームページへの掲載、窓口での配布、新聞・雑誌等による広報等を活用して周知

### (意見を募集する期間及び意見の提出方法について)

- C. パブリック・コメント手続では、意見を募集する期間は 1 か月を一つの目安として定めるとともに、意見の提出方法として郵便、ファクシミリ、電子メール等を用いることとされていますが、どの程度の期間で、どのような提出方法によることとすれば意見が提出しやすいと考えますか。

【参考：パブリック・コメント手続における意見募集期間・意見提出方法】

- ・意見募集期間は、意見・情報の提出に必要と判断される時間等を勘案し、1 か月程度を一つの目安として、案等の公表時に明示
- ・意見・情報の提出方法として、郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を案等の公表時に明示
- ・公聴会の開催により意見・情報を聴取することも可能

(結果の公表について)

D. パブリック・コメント手続では、案を公表した行政機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対する行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見等を併せて公表することとされていますが、どのような公表がなされるべきだと考えますか。

【参考：パブリック・コメント手続における結果の公表】

・提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うとともに、これに対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表

その他、上記以外にも意見があれば、自由に御記入ください。

(参考様式を利用して提出される場合には、論点項目欄は空欄のままで結構です)。

## 行政手続法検討会開催要領

### 1 目 的

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）において、「行政手続法施行後10年間の運用状況を踏まえ、速やかに行政立法手続等を含めた行政手続法の見直しを行う」としたことを踏まえ、第三次行革審で将来の課題とされた行政立法手続の法制化等について、総務大臣の下に検討会を開催し、有識者による専門的な検討を行う。

### 2 会 議

総務大臣が開催する検討会とし、行政手続法等諸制度に関し、専門的かつ優れた見識を有する者（別添参照）に参集を求めるものとする。

### 3 運 営

- (1) 会議は座長が召集することとし、平成16年11月を目途として、月1回程度開催するものとする。
- (2) 座長は会議を主宰し、座長に事故あるときは、あらかじめその指名する座長代理がその職務を代行するものとする。
- (3) そのほか、会議の運営に必要な事項については、座長が定めるものとする。

### 4 庶 務

検討会の庶務は、総務省行政管理局企画調整課行政手続室において処理するものとする。

（資料用注：以下、委員名簿、開催実績は添付省略）

# パブリック・コメント手続とは？

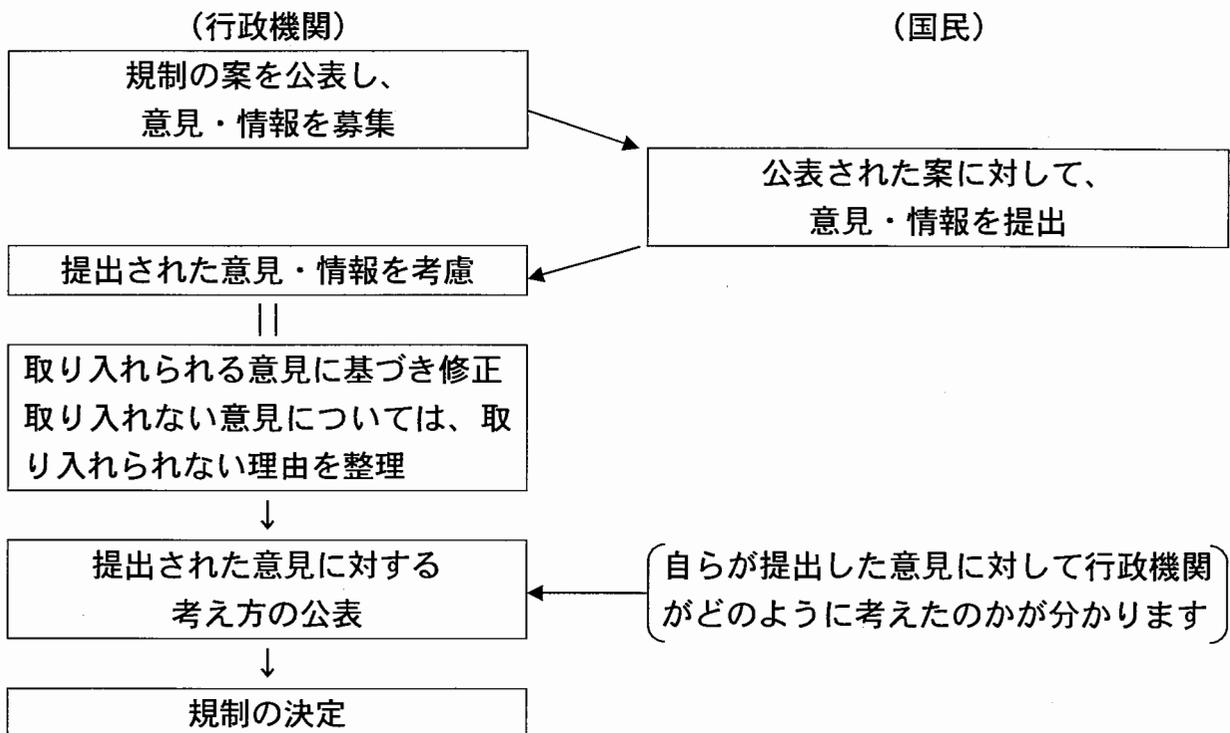
## 1. パブリック・コメント手続の目的

パブリック・コメント手続（規制の設定又は改廃に係る意見提出手続）は、規制の設定・改廃に伴い政令・省令等を策定する場合に、国民の多様な意見・情報を行政機関が把握するとともに、その策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とするものです。

このように、多様な意見・情報を得ることなどを目的とするものであり、賛成・反対の数を問うものではありません。

## 2. パブリック・コメント手続の流れ

パブリック・コメント手続の流れを簡単に説明すると、次のようになります。



### 3. これまでの実績

パブリック・コメント手続は、平成11年3月に閣議決定され、平成11年度から各府省において実施されています。各年度の実施件数は、次のとおりです。

11年度	12年度	13年度	14年度
256	331	354	399

### 4. 関連情報

- 行政手続に関する共通的な制度のご案内（総務省HP）  
[http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki\\_f.html](http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki_f.html)
- 規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（閣議決定本文）  
[http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a\\_07\\_01.htm](http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_07_01.htm)
- パブリック・コメント手続の施行状況調査の結果  
[http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki\\_03\\_02.html](http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki_03_02.html)